

高圧ガス容器貸与規約

本高圧ガス容器貸与規約（以下「貸与規約」とします）は、供給事業者である株式会社 MonotaRO（以下「当社」とします）が運営する日本国内における高圧ガスの販売に伴って生ずる高圧ガス容器の貸与に関するサービス（以下「容器貸与サービス」とします）について、規約を定めるものです。

第 1 条

当社が運営する日本国内における通信販売に関するサービスについて、また、当社との取引に関して定めたご利用規約（以下「ご利用規約」とします）と、貸与規約は、一体となって容器貸与サービスに適用されるものとします。また、貸与規約において使用する用語は特段の定めがない限り、ご利用規約に定める通りとします。

第 2 条

1. ユーザーは、貸与規約に同意の上、高圧ガスの消費に必要な高圧ガス容器（以下「容器」とします）を当社から、高圧ガス納品の都度必要本数を借り受けるものとします。
2. ユーザーは借り受けた容器について、その高圧ガス消費終了後は直ちに、別途当社と合意した貸与期間がある場合は当該期間の満了までに、当社に連絡の上、当社指定方法にて返却するものとします。
3. ユーザーは容器を第三者に転貸することはできません。
4. 容器の検査、容器に瑕疵ないし欠陥があった場合の当社の責任については、ご利用規約の定めを準用します。

第 3 条

ユーザーは、当社から借り受けた容器に関し、善良な管理者の注意をもって、高圧ガス保安法や労働安全衛生法等の関連規定に従い責任を持って使用及び管理する。また受渡しから当社への返却までの貸与期間中、使用上又は管理上その他の一切の責任はユーザーが負うものとします。

第 4 条

ユーザーは、当社から借り受けた容器について、故意、過失の有無にかかわらず、紛失、損傷、その他使用に耐えざる状態、又は返還することが不可能な状態が生じたときは、直ちに当社に連絡して、当該容器の再購入価額の金額を支払うものとします。容器に付属するバルブやその部品等を紛失、破損したときもその相当金額を支払うものとします。

第 5 条

ユーザーは、当社から初めて容器を借り受けたとき、ならびに、直近の容器借り受けから 1 年を経過した後に当社から容器を借り受けたときは、当社が配布する高圧ガスの取扱いに関する注意事項を記載した文書（以下「周知文章」とします）を受領しその内容を理解すると共に、周知文章に関する授受確認書に署名捺印の上、ただちに当社に返却するものとします。

第 6 条

ユーザーは、当社から初めて容器を借り受けたときは、当社が配布する引渡先保安台帳作成用原票に必要事項を記載して当社に返却するものとします。また記載事項に変更が生じた場合は、ただちに当社にその内容を連絡するものとします。

第 7 条

ユーザーは、当社から容器を借り受けてから 180 日を経過した容器については、残量の有無にかかわらず安全確保のため、これを当社指定方法にて返却するものとします。容器及び高圧ガスが返却されたことにより、ユーザー又は第三者に損失が発生した場合も、当社は何らの賠償責任を負わないものとします。

第 8 条

ユーザーが容器を占有している期間中、残量に関わらず、当社の保安上の判断により撤収することがあります。当社は適宜口頭又は書面により、ユーザーにその理由を説明いたしますが、容器及び高圧ガスが撤収されたことにより、ユーザー又は第三者に損失が発生した場合も、当社は何らの賠償責任を負わないものとします。

第 9 条

ユーザーが、次の各号の一に該当したときは、残量に関わらず、当社は直ちに容器を撤収することができるものとします。容器及び高圧ガスが撤収されたことにより、ユーザー又は第三者に損失が発生した場合も、当社は何らの賠償責任を負わないものとします。

- (1) 理由の如何を問わず、ユーザーがユーザー登録を喪失したとき、または本サービス若しくは容器貸与サービスの利

用を停止されたとき

- (2) ユーザーが本サービス、高圧ガス販売サービス、容器貸与サービスその他当社との取引により生じた債務の支払いを遅滞または怠ったとき
- (3) ユーザーが自ら振出し、もしくは引受けた手形・小切手につき、不渡り処分を受けたとき、または支払を停止したとき
- (4) ユーザーについて、差押、仮差押、仮処分、強制執行、破産、民事再生法、会社整理、特別清算、会社更生の申し立てがなされたとき
- (5) ユーザーの財産状態が悪化、またはその恐れがあると認められる客観的事情が発生したとき
- (6) ユーザー自身または関連会社・関係者が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業もしくは関係者、総会屋、その他の反社会的勢力であると認められるとき
- (7) ユーザーが日本を含む各国の法令（不正競争防止法、米国連邦海外腐敗行為防止法、英国贈収賄法等）に違背する汚職行為を行ったと認められるとき
- (8) ユーザーが日本を含む各国政府の取引制限対象者リストに挙げられている場合、またはリストに挙げられている者と取引関係を有しているとき
- (9) ユーザーが貸与規約の一つに違反したとき
- (10) その他、ユーザーとして不適切と当社が判断したとき

第 10 条

1. ユーザーが借り受けている容器に起因する事故あるいは事件等によって民事責任が発生した場合、当社の責めによることが明らかな場合を除き、その責任はすべて管理者であるユーザーが負うものとします。
2. ユーザーの故意または過失により、容器貸与サービスに関して当社に損害を与えた場合、ユーザーは当該損害を賠償する義務を負うものとします。

第 11 条

容器の再検査費用及び公租公課についてはユーザーの責に帰すべき事由により発生したものを除き、当社の負担とします。

第 12 条

貸与規約に定めのない事項についてはご利用規約に定める通りとします。

第 13 条

当社は、ユーザーの承諾を得ることなく必要に応じて貸与規約を変更することができるものとします。貸与規約の変更はご利用規約に定める方法で変更の通知を行った段階で効力を生じるものとします。

規約改定日 2017 年 12 月 11 日

1. 高圧ガス取り扱い上の基本事項

① ガスの性質を熟知しておく

配布されたSDSを熟読してください。

② 漏えいさせない

毒性ガスが漏えいすれば中毒事故の原因となり、また、可燃性ガスが漏えいすれば爆発範囲内の混合気をつくり、爆発を起こす可能性があります。

容器に圧力調整器を取り付けたり、容器を交換したときなどには、漏えい試験を行って確認して下さい。

事故の多くは、アセチレン、LPガスなどの燃焼又は爆発によるものです。しかし、窒素などの不燃性ガスであっても、狭い室内やピット内で放出されると、酸素欠乏を起こし事故につながります。

③ 高圧ガスの圧力について認識しておく

高圧ガスは、その定義からも分かるように、圧力が高く、容器、配管などの内部では、常に外に押し広がりようとする力がかかっているため、打撃を加えたりしないで下さい。特に、圧縮ガスは圧力が高く、圧力に対する認識が必要です。

④ バルブは静かに開閉する

容器バルブのみでなく、配管に設けたバルブであっても、静かに開閉して下さい。

急激な操作をすると、ガスとバルブの間の摩擦によって静電気が発生したり、断熱圧縮現象によって高温が発生し、事故を起こす例があります。

また、容器弁を開ける場合は、全開してから半回転ほど戻しておくのがよいです。

⑤ ガスを他の目的に流用しない

可燃性ガス、毒性ガス及び酸素は使用目的にのみ用い、次のようなことに流用しないで下さい。

(イ) 気密試験に用いること。

(ロ) スプレー式塗装又はコンプレッサの圧縮空気の代わりに用いること。

(ハ) 衣類のごみ取りなどのために身体に吹き付けること。

(ニ) 配管の内部の清掃(パージ)などに用いること。

⑥ 器具類は専用のもを用いる

調整圧力が同じだからといって、他のガスのものを流用したり、アセチレン用ホースを酸素用に流用したりしないで下さい。圧力計なども同様です。

特に、酸素については十分に注意して下さい。

2. 容器の取り扱い方

(1) 充填容器等の取り扱い

- ① 容器置場に収納するときは、充填容器と残ガス容器を区分して置き、また、可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス、酸素の容器は、それぞれ区分して置いて下さい。容器を貯蔵、又は消費する場合は、容器をロープ、鎖などで固定して転倒、転落しないようにし、横置きの場合には歯止めを施し、動かないようにして下さい。
- ② 容器は40℃より上げないで下さい。容器は40℃以下の温度に保ち、ストーブや熱源の近くに置かないで下さい。特に、溶栓を用いたアセチレン、毒性ガスなどの容器は注意が必要です。夏季に直射日光が当たる場合は、日除けをするなどの措置が必要です。なお、充填容器、バルブ又は配管などを加熱するときは、熱湿布、40℃以下の温湯等又は40℃以下に調節された空気調和設備を使用しなければなりません。
- ③ 粗暴な取り扱いをしないで下さい。転倒、転落させると衝撃によって打痕や傷を生じさせ、容器が使用できなくなります。
- ④ 容器の運搬は専用の運搬具を用いるか、容器を少し斜めにして容器底部の縁で転がして下さい。容器を手で転がすときは、キャップが緩むことがあるので注意が必要です。
- ⑤ 容器を吊り上げて移動するときは、専用の吊り具を使用して、転倒、転落の防止に配慮して下さい。ロープ、鎖などを容器に直接巻き付けて吊り上げたり、電磁石を用いて吊り上げることは、落下事故のもとになります。
- ⑥ 容器に火炎を当てたり、電気溶接のスパークを飛ばしたりしないで下さい。容器は厳密な熱処理がしてあるため、このような欠陥のある容器は廃却処分しなければならなくなります。
- ⑦ 容器を、金敷きなどの代わりに台にすること、ローラの代用にすること、重量物を持ち上げるときのテコの枕にすることなどをしないで下さい。
- ⑧ 調整圧力不良(2次側の弁を閉じたとき圧力が徐々に上がるもの。)の調整器や老化してひび割れを生じているゴムホースなどの欠陥のある器具類は使用しないで下さい。

(2) 使用済み容器の取り扱い

- ① 使用済み容器は、若干の残圧を残した状態で消費を止め、容器弁を閉め、キャップを取り付けて残ガス容器置場に収納して下さい。
- ② 容器は、一般的には販売業者からの借用物です。使用済み後は速やかに返却をお願いします。借用物でない場合でも、容器はみだりに放置せず、所定の場所に保管して下さい。

3. 消費の方法

(1) 消費の基準

「特定高圧ガスの消費」に該当しない可燃性ガス、毒性ガス、酸素及び空気等の消費については、次の基準の適用を受けます。不活性ガスについては法での規制はありませんが、この基準に準じて取り扱われることが望まれます。

- ① 充填容器等(充填容器及び残ガス容器)のバルブは、静かに開閉して下さい。特に、可燃性ガス、酸素又は三フッ化窒素のバルブは、急激に開けると発火するおそれがあります。
- ② 充填容器等は、転落、転倒による衝撃又はバルブの損傷を受けないよう粗暴な取り扱いをしないで下さい。
- ③ 充填容器等及びバルブ又は配管を加熱するときは、熱湿布、40℃以下の温湯などの液体又は空気調和設備を使用して下さい。ただし、安全弁及び圧力又は温度の自動制御装置を設けた加熱器(気化器)内の配管については、この限りではありません。
- ④ 充填容器等には、湿気、水滴などによる腐食を防止する措置を講じて下さい。
- ⑤ 消費設備に設けたバルブ又はコックには、作業員が当該バルブ等を適切に操作できる次の措置を講じて下さい。
 - (イ) バルブ等には、名称又はフローシートに基づく記号・番号等を明記した標示をする等の誤認、誤操作を防止するための措置を施すとともに、手動式バルブ等の場合にはそのハンドル又は標示板に、駆動式バルブ等には操作部に開閉の方向を明示して下さい。
 - (ロ) バルブ等(操作ボタンにより開閉するものを除く。)に係る配管には、内部の流体を名称又は塗色で表示するとともに流れの方向を標示して下さい。
 - (ハ) 操作することにより、消費設備に保安上重大な影響を与えるバルブ等は、次により作業員がバルブ等を適切に操作することができるような措置を講じて下さい。
 - a. 手動式バルブには、開閉状態を明示する標示板又はラベル等を取り付けて下さい。ただし、ハンドルレバー等の向きにより作業員が通常操作する位置から開閉状態が明確に判別できる構造のものは除きます。また、駆動式バルブ等においては、アクチュエーター、操作パネル等において開閉状態を確認できるようにして下さい。なお、特に重要な調節弁等には開度の表示機能を設けて下さい。
 - b. 安全弁の元弁、その他通常使用しないバルブ等(緊急の用に供するものを除く。)は、みだりに操作できないよう、施錠、封印、禁札の取付け又は操作時に支障のない方法でハンドルを取り外す等の措置を講じて下さい。
 - c. 計器盤に設けた緊急遮断弁、緊急放出弁及び全停止等を行う機構のボタン、ハンドル等には、過失等による不測の事故を防止するため、カバー、キャップ又は保護枠を取り付ける等の措置を講ずるとともに、緊急遮断弁等の開閉状態を示すシグナルランプ等の標示を計器盤に設けて下さい。
 - (ニ) バルブ等の操作位置には、当該バルブ等の機能及び使用頻度に応じ、当該バルブ等を確実に操作するため必要に応じ足場を設けて下さい。
 - (ホ) バルブ等の操作位置は、当該バルブ等の機能及び使用頻度に応じ、バルブの操作に必要な照度を確保して下さい。この場合、計器室及び計器室外の計器盤には、非常照明を設けて下さい。
 - a. バルブ等の操作について留意すべき事項を作業基準等に定めて、作業員に周知させること。
 - b. 操作することにより関連する製造設備等に影響を与えるバルブ等の操作に当たっては、操作の前後に係関係先と緊密な連絡をとり、相互に確認する手段を講じて下さい。
 - c. 計器室外においてバルブ等を直接操作する場合であって、計器室の計器の指示に従って操作する必要がある場合は、計器室と当該操作場所との間で、通報設備により緊密な連絡をとりながら適切に行って下さい。
 - d. 液化ガスのバルブ等については、液封状態になるような閉止操作を行わないで下さい。
- ⑥ 消費設備に設けたバルブを操作する場合に、バルブの材質、構造及び状態を勘案して、過大な力を加えないよう必要な措置を講じて下さい。

- ⑦ 可燃性ガス又は毒性ガスの消費は、通風のよい場所とし、かつ、その容器を 40℃以下に保ってください。
- ⑧ 可燃性ガス、酸素又は三フッ化窒素の消費設備(家庭用設備を除く。)から 5m 以内においては、喫煙及び火気(当該設備内のものを除く。)の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性のものを置かないで下さい。ただし火気等を使用する場所との間に漏れたガスが流動することを防止する措置を講じた場合を除きます。
- ⑨ 可燃性ガス、酸素及び三フッ化窒素の消費施設(在宅酸素療法用のもの、及び家庭用設備に係るものを除く。)には、消火設備を設けて下さい。
- ⑩ 溶接又は熱切断用のアセチレン及び液化石油ガスの消費は、次の各項の基準により保安上支障のない状態で行って下さい。
- (イ) アセチレンの消費設備には、逆火防止装置を設けて下さい。
- (ロ) ホースと減圧設備その他の設備とを接続するときは、その接続部をホースバンドで締め付けることなどにより確実に接続し、漏えいのないことを確認して下さい。
- (ハ) 点火は、酸素を供給するためのバルブを閉じた状態で行って下さい。
- (ニ) 消火するときは、アセチレンガスを供給するためのバルブを閉じる前に、酸素を供給するためのバルブを閉じて下さい。
- (ホ) 火花の飛来するおそれのある場所に充填容器等を置かないで下さい。
- ⑪ 酸素又は三フッ化窒素の消費は、消費に使用する器具の石油類、油脂類その他可燃性の付着物を除去したのちにして下さい。
- ⑫ 消費したのちは、バルブを閉じ、容器の転倒及びバルブの損傷を防止する措置を講じて下さい。
- ⑬ 消費設備(家庭用設備を除く。)の修理等及びその後の消費は、次の基準によることにより、保安上支障のない状態で行って下さい。
- (イ) 修理等をするときは、あらかじめ、修理等の作業計画及び当該作業の責任者を定め、修理等は、当該作業計画に従い、かつ、当該責任者の監視のもとに行うこと、又は異常があったとき直ちにその旨を当該責任者に通報するための措置を講じて行って下さい。
- (ロ) 可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の消費設備の修理等をするときは、あらかじめ、その内部のガスをそのガスと反応しにくいガス又は液体で置換する等、危険を防止する措置を講じて下さい。
- (ハ) 修理等のため作業員が消費設備を開放し、又は消費設備内に入るときは、次の措置を講じて下さい。
- a.(ロ)の規定により置換に使用されたガス又は液体を空気で再置換して下さい。
- b. 毒性ガスの消費設備で、当該設備を開放し、又は当該設備内に入る直前に、当該設備内のガスの濃度がじよ限量以下になっていることを確認して下さい。
- (ニ) 消費設備を開放して修理等をするときは、当該消費設備のうち開放する部分に他の部分からガスが漏えいすることのないよう、当該開放部分の前後のバルブ又はコックを閉止し、かつ、仕切板を施すなどの措置を講じて下さい。
- (ホ) 前記の(ニ)により閉止されたバルブもしくはコック又は仕切板には、操作してはならない旨の表示及び施錠をするなどの措置を講じて下さい。
- (ヘ) 修理等が終了したときは、当該消費設備が正常に作動することを確認したのちでなければ消費をしないで下さい。
- ⑭ 高圧ガスの消費は、消費設備の使用開始時及び使用終了時に消費施設の異常の有無を点検するほか、1日に1回以上消費設備の作動状況について点検し、異常のあるときは、当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じて下さい。

(2) 溶接・溶断の消費開始及び作業終了時の手順例

(2-1) 容器に圧力調整器を取り付けて消費する場合の手順例

- ① 容器が鎖などで固定されていることを確認して下さい。
- ② 容器の口金に異物が付着していないこと。ねじ山の損傷・変形がないこと。パッキンが損傷、変形のない適切なものであることを確認して下さい。
- ③ 調整器及び逆火防止器を取り付ける。このとき、取付け用袋ナットは専用のスパナで十分に締め付け、過大なスパナを用いて締めすぎないで下さい。なお、逆火防止器の設置は高圧ガス保安法及び労働安全衛生法でも義務付けられています。
- ④ 調整器にゴムホースを接続し、ホースバンドを用いて抜けないよう固定して下さい。
- ⑤ 調整器のハンドルが緩んでいることを確認し、容器弁を静かに開けて下さい。圧力計がある場合、圧力計の正面に顔を置いて下さい。
- ⑥ バーナのバルブを閉じた状態で、調整器のハンドルを徐々に締めて所定の圧力として下さい。アセチレンの場合は、0.13MPaを越えないようにして下さい。
- ⑦ 石けん水等の発泡液で各接続部に漏れがないことを確認して下さい。
- ⑧ まず、可燃性ガスのバルブを1回転ほど開き点火して下さい。
- ⑨ 次に酸素バルブを少しずつ開いて下さい。
- ⑩ 炎の調節は、可燃性ガス、酸素の順序で調節して下さい。
- ⑪ 切断器では、予熱炎を所定の中性炎に調節しても、切断酸素を放出すると、炭化炎になるので、この状態で再び予熱酸素バルブを調節し中性炎に調節し直して下さい。
- ⑫ 異常がないことを確認し、消費を開始して下さい。
- ⑬ 容器弁の開閉ハンドルは、消費中つけたままにしておいて下さい。

(2-2) 酸素、アセチレン用吹管を使用した作業終了時の手順例

- ① まず、酸素バルブを閉じ、次いで可燃性ガスのバルブを閉じて下さい。
- ② 容器弁を閉じて、器具内の残ガスを放出して下さい。
- ③ 吹管、ゴムホースを外して下さい。
- ④ 圧力調整器のハンドルを緩めたのち、調整器を取り外して下さい。
- ⑤ 器具などを所定の場所に収納して下さい。

4. 容器による貯蔵の基準の要点

- ① 可燃性ガス又は毒性ガスの充填容器等の貯蔵は、通風のよい場所で貯蔵して下さい。なお、液化ガス容器は必ず立てた状態で貯蔵して下さい。安全弁作動時、ガス体を噴出させるようにしなければ有効に安全弁が機能しないためです。消費の時も同様です。
- ② 充填容器及び残ガス容器は区分して置いて下さい。
- ③ 可燃性ガス、毒性ガス及び酸素は区分して置いて下さい。
- ④ 計量器など作業に必要なもの以外のものを置くことは禁止です。
- ⑤ 容器置場(不活性ガス及び空気を除く。)の周囲 2m 以内では火気の使用を禁じ、かつ引火性又は発火性の物を置くことは禁止です。ただし、厚さ 9cm 以上の鉄筋コンクリート造り、又はこれと同等以上の障壁を設けた場合、またシリンダーキャビネットに収納した場合は除きます。
- ⑥ 充填容器等は 40℃以下の温度に保持して下さい。(超低温容器及び低温容器を除く。)
- ⑦ 「高圧ガス容器置場」、「火気厳禁」、「無断立入禁止」、「油脂厳禁」等を明示して下さい。
- ⑧ 保管場所の責任者、緊急連絡先等の掲示して下さい。
- ⑨ 直射日光を遮る措置をして下さい。
- ⑩ 消火設備(可燃性ガス及び酸素)を設置して下さい。
 - ・ 容器置場の規模に応じ適切な消火設備を適切な場所に設置して下さい。
 - ・ 最小設置本数 B-10、粉末 6 kg×3 本以上を設置して下さい。
 - ・ 6 か月に 1 回総合点検又は機能点検を実施し、記録を保管して下さい。
- ⑪ 散水設備
 - ・ 散水設備があり、定期的な機能の確認をして下さい。
- ⑫ 防爆仕様(可燃性ガス)
 - ・ 適切な防爆構造として下さい(電線管、開閉器等を含む)。
- ⑬ 転倒転落防止措置等
 - ・ チェーン、キャップ等で転倒、転落防止措置を実施して下さい。
- ⑭ 充てん容器等の状態を確認して下さい。
 - ・ 容器に腐食、割れ、すじ、しわ等のある容器の使用は禁止です。

- ⑮ 充填容器等(内容積 5L 以下のものを除く。)には、転落、転倒による衝撃及びバルブ損傷防止の措置を実施して下さい。粗暴な取り扱いは禁止です。
- ⑯ 可燃性ガスの容器置場に、携帯電灯以外の火灯火の携帯は禁止です。
- ⑰ 車両等に積載した状態での貯蔵は禁止です。(許認可を受けたものを除く)
- ⑱ シアン化水素貯蔵の留意事項。(略)
- ⑲ 第一種貯蔵所の許可を受けて高圧ガスを貯蔵するときを除いて、貯蔵は、船、車両もしくは鉄道車両に固定し、又は積載した容器(消火の用に供する炭酸ガス及び窒素ガスを充填してあるものを除く)によりしないで下さい。
- ⑳ 製造から 15 年経過した一般複合容器等を高圧ガスの貯蔵に使用しないこと。

5. 容器保安対策指針の例

近年、放置容器の破裂事故が続いていることから、行政庁や高圧ガス団体で高圧ガス容器保安対策指針が策定されています。

・消費者の責務

- ①高圧ガス容器管理責任者の設置と高圧ガス容器管理台帳等による受け払い及び所在地の管理。
- ②高圧ガス容器の一定場所での管理と、作業開始・終了時の高圧ガス容器管理責任者による管理状況の確認。
- ③販売事業者からの保安情報は、事業所内での共有と従事者への周知。
- ④販売事業者からの助言は、速やかに改善し安全確保に努める。
- ⑤高圧ガス容器、配管、ホース及び調整器は原則として1年に1回以上の点検等。
- ⑥事故発生時の速やかな通報の連絡体制の構築及び従事者への周知。
- ⑦関係団体等が主催する講習会に参加するなどにより、保安に関する最新情報を入手し、高圧ガスを取り扱う従事者に対して、年1回以上の高圧ガス保安教育の実施。